

〔日本書紀十四略〕四年八月庚戌幸于河上小野略○中 天皇乃口號曰略○中 飲ホ衰ホ積ホ瀾ホ簸ホ賊ホ據ホ鳴ホ枳ホ舸ホ斯ホ題ホ

續下日本紀十五武十五天平十五年五月癸卯宴群臣於內裏皇太子孝親儻五節略○中 因御製歌曰略○中 又

歌曰夜須美斯志和己於保支美波多比良氣久那何久伊未之氏等與美岐麻都流

〔萬葉集十東四〕相聞

於保伎美乃美己等可思古美可奈之伊毛我多麻久良波奈禮欲太知伎努可母

〔萬葉集十〕太上皇正元 御在於難波宮之時歌

河內女王歌

多知婆奈能之多泥流爾波爾等能多氏天佐可彌豆伎伊麻須和我於保伎美可母

みかど

〔古事記傳二十二〕意富伎美と申す御稱は、天皇を始め奉りて、親王諸王迄にわたる御稱にて、ま

づ主とは天皇を申すなれば、諸王に限りての稱の如くなれるは當らぬ事なり、

〔萬葉集二十〕藤原夫人天武夫人上歌

可之故伎也安米乃美加度平可氣都禮婆禰能未之奈加由安左欲比爾之氏

〔萬葉集略解二十下〕みかど、云は、こゝは天皇を申奉れり、直ちに天皇をさし奉るは恐あれば、朝廷をいひて、やがて天皇の御事なり、あめとは尊ていへり、古今集古注に、あめのみかどあふ

みのうねめに給る歌とあり、あめのみかどは、天智天皇を申すといふはかたくなり、采女は諸國より貢すれば、近江の采女とても、必近江の朝智とずるはひが事なり、

〔令義解七〕闕廷 朝廷略 中 右如此之類並闕字、

〔日本靈異記下〕閻羅王示奇表勸人令修善緣第九略○中

闕止加